　　　道志村お試し住宅実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項の規定に基づき、村外から本村への移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）が一時的に利用する住宅及び駐車場（以下「お試し住宅等」という。）の設置及び管理等必要な事項を定めるものとする。

（お試し住宅等）

第２条　移住検討者が、本村の風土および本村での日常生活を体感するために一時的に居住する住宅として、一定期間利用する住宅をいう。

２　お試し住宅等の名称および位置は、別表１のとおりとする。

（申請手続）

第３条　お試し住宅等を利用しようとする移住検討者は、道志村お試し住宅申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）に申請者の本人確認ができる書類（自動車運転免許証その他官公署が発行した証書等の写し）を添えて村長に提出しなければならない。

（許可）

第４条　村長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して一時利用を許可することを決定し、道志村お試し住宅利用許可（却下）通知書（様式第２号。以下「許可書」という。）により、不適当と認めるときはその理由を付して、様式２号により移住検討者に通知する。

（利用期間）

第５条　お試し住宅等を利用することができる期間（以下「利用期間」という。）は、原則２泊３日までとする。

２　前条に規定する許可書の交付を受けた移住検討者（以下「利用者」）は、利用期間が満了するにあたり、その後の予約がない限り、村長の許可を得て、第１項で規定する利用期間の上限を超えない範囲で利用期間を延長することができる。ただし、再延長はできないものとする。

３　利用者がお試し住宅等を利用できる回数は通算３回までとする。

（利用者負担金）

第６条　お試し住宅等の利用者負担金は、別表２のとおりとする。

２　お試し住宅等の利用に伴う飲食費並びに消耗品（日常生活に係るものに限る）、寝具及びお試し住宅に備付けの器具以外の器具に要する費用は、利用者の負担とする。

３　お試し住宅等の電気、ガス、水道及び浄化槽の使用料は、村が負担する。

（遵守事項）

第７条　利用者はお試し住宅等の利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に利用させないこと又は自らが暴力団員として利用しないこと。

（２）　第三者に対し、お試し住宅等を転貸し、若しくは利用させ、又は第４条の規定より許可を受けた権利を譲渡しないこと。

（３）　留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。

（４）　お試し住宅等（備付けの設備及び器具を含む。第１２条において同じ。）を適切に取り扱うこと。

（５）　火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。

（６）　清掃及び除雪を適宜行うこと。

（７）　ごみを適切に処理すること。

（８）　お試し住宅等に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、村長の承諾を得ること。

（９）　お試し住宅等の増築若しくは改築又は模様替えをしないこと。

（10）　前各号に掲げるもののほか、お試し住宅等を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

（行為の禁止）

第８条　利用者は、お試し住宅等について、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　寄付の募集その他これに類する行為

（２）　事業又は営業

（３）　興行、展示会その他これらに類する催し

（４）　文書、図画その他の物の掲示又は配布

（５）　政治活動または宗教活動

（６）　動物の飼育

（７）　周辺の住民に迷惑を及ぼす行為

（８）　建物の建築又は工作物の設置

（９）　前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用にふさわしくない行為

（許可の取消し）

第９条　村長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の許可を取消すことができる。

（１）　第12条に規定する損害を賠償しないとき。

（２）　前２条の規定に違反したとき。

（３）　感染症の感染拡大や災害発生の恐れがあると判断されるとき。

（４）　前各号に掲げる場合のほか、許可した条件を履行しないとき、又は違反したとき。

（明け渡し）

第10条　利用者は、利用期間が満了したとき又は許可を取消されたときは、直ちに、お試し住宅等を明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、当該お試し住宅等を現状に回復しなければならない。

２　利用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、村長の指示に従わなければならない。

３　村長は、利用者が第１項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、利用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、利用者は何らの異議を申し立てることはできない。

（立入り）

第11条　村長は、お試し住宅等の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をして当該お試し住宅に立ち入らせることができるものとする。

２　利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

（損害賠償）

第12条　利用者は、お試し住宅等を汚損し、損傷し又は滅失したときは、直ちにその旨を村長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

（事故免責）

第13条　お試し住宅等が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅等で発生した事故に対しては、村は、その賠償の攻めを負わないものとする。

（雑則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成29年８月１日から施行する。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行以後に行われる申請手続きについて適用し、同日前に行われた許可した事項については、なお従前の例による。

別表１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| お試し住宅 | 道志村１１５６８番地 |

別表２（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設 | 利用者負担金 |
| お試し住宅 | 無料 |
| 隣接駐車場 | 無料 |